

質 疑 回 答 書

横浜市住宅供給公社

契約番号：1911005

件 名：市営三保みどり台住宅給水設備改修工事

No.	質疑内容	回答
1	現場事務所・資材置場・仮設トイレ等の仮設物については、敷地内に設置できるものとして考えて宜しいでしょうか。	宜しいです。
2	施工時に発生する残土及び埋め戻し土等については、工事期間中、敷地内に仮置きさせて頂く事は可能でしょうか。	可能です。ただし、自治会との協議が必要となります。
3	施工に必要な、掘削機械や運搬用車両等は、休工日や夜間中、仮囲いの上、敷地内の一角を置場として利用させて頂く事は可能でしょうか。	利用可能です。ただし、自治会との協議が必要となります。
4	工事用車両は、敷地内に駐車出来るものと考えて宜しいでしょうか。それとも外部の駐車場を借用するという考えで仮設費に計上するという事でしょうか。	敷地内に駐車できるものとします。ただし、駐車場運営委員会及び自治会との協議が必要となります。
5	工事用の掲示資料については、各階段に掲示板があれば一部を利用させて頂けないでしょうか。	利用可能です。ただし、自治会との協議が必要となります。
6	給水方式の改修に関して、水道局との事前協議については、完了済みでしょうか。	完了済です。
7	道路部分の表層復旧範囲について、特にアスファルト、コンクリート部位は、切断した部分より影響幅をみて再度切断して仕上げる必要はあるでしょうか。	必要は、あります。道路管理者との協議によります。